

代理店（販売委託）契約書

X（以下「委託者」という。）とY（以下「受託者」という。）とは、委託者の商品の販売業務（以下「本件業務」という。）を委託するにあたり、以下のとおり契約する。

第1条（契約の目的）

委託者は、受託者に対し、下記に記載する商品（以下「本商品」という。）の販売を委託し、受託者はこれを受託する。

記

※契約内容を分かりやすくするため冒頭にもってきます。

第2条（顧客との売買契約）

1. 受託者が、本件業務の履行として、本商品をその顧客へ販売する場合には、委託者が指定する契約書を使用し、受託者は委託者の代理人であることを契約時に明示してこれを行う。
2. 受託者が、本件業務の履行として、本商品をその顧客へ販売する場合には、委託者が指定した販売価格の基準に従って本商品を販売する。販売については現金販売とする。ただし、委託者の事前の承認がある場合には、それ以外の支払条件によることができる。
3. 前2項に定めるほか、顧客への本商品の販売にあたり、受託者は委託者から販売方法等について指示があった場合には、その指示を遵守する。

※販売価格を強制すると、独占禁止法による「不当な取引制限または不公正な取引方法」に該当する可能性があるので要注意です。

第3条（販売手数料）

1. 委託者は、受託者の本件業務履行の対価として、受託者に対して、販売額の〇〇%相当額を販売手数料として支払うものとする。
2. 販売手数料の計算期間は毎月〇〇日から月末までとし、販売額は第5条（報告義務）の報告書に基づく契約成立額の合計により算定するものとする。
3. 受託者が本契約に基づいて委託者の代理人として売買契約を締結した顧客との売買契約が理由のいかんを問わず解除された場合には、委託者は当該契約について第1項に規定する販売手数料を支払わない。
4. 前項の販売手数料をすでに受託者が収受している場合には、受託者は委託者にその手数料を速やかに返還する。

※手数料は当事者にとっては最大の関心事であり最重要ポイントです。
手数料の取り決めに詳細な規定を用いる場合には別紙を設けて合意した方が良いでしょう。

第4条（販売代金の取扱い）

1. 受託者が顧客と本商品の売買契約を締結した場合、受託者は委託者の代理人として顧客から本商品の販売代金を受領する。
2. 受託者は、前項により顧客から代理受領した販売代金を、毎月末日に締切り計算し、第3条（販売手数料）に定めた販売手数料を控除した上で、翌月〇〇日までに委託者の指定する銀行口座へ振り込み支払う。
3. 受託者は、毎月〇〇日までに前月中に代理受領した代金額および第3条（販売手数料）に定めた前月分の販売手数料の明細を記載した計算書を委託者に対し提出する。

※販売代金を後払いにすると受託者に有利な契約となります。一方、先に商品の仕入れが発生する場合には、支払期日や支払方法につき定めておきます。

第5条（報告義務）

1. 受託者は、本件業務の履行の状況に関して、委託者から請求があった場合にはその業務履行の状況について指定された期間内に、委託者に対して書面で報告しなければならない。
2. 受託者は、顧客との間で本商品の売買契約を締結したときは、ただちに委託者に対して以下の事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 顧客の会社名、所在地、連絡先
 - (2) 売却した本商品の品名、数量、納入希望日
 - (3) 売買代金
3. 前項の書面による報告に際して、受託者は顧客との間で締結した売買契約書を添付して送付しなければならない。
4. 受託者は、本商品の瑕疵または数量不足その他売買の履行に関する通知を顧客より受けた場合には、直ちにその内容を委託者に対して通知するものとする。

※報告義務を課さなければ、受託者にとって有利な契約となります。

第6条（資料等の提供）

委託者は、受託者が本件業務をなすにあたり必要とする一切の情報及び価格、納期、仕様等の資料・パンフレット等を、受託者に対し無償提供するものとし、また適宜受託者に対し本件業務遂行に関し必要な指示を与えるものとする。

※委託者の義務として定めておくこともできます。

第7条（費用負担）

受託者が本契約の業務を遂行するために要する交通費、旅費、通信費、交際接待費等その他販売諸費用はすべて受託者の負担とする。

第8条（善管注意義務）

受託者は、委託者の指示に従い本契約の業務を善良な管理者の注意をもって積極的に行うものとする。また、受託者は、委託者の信用を傷つける行為あるいは本商品に対する信頼を傷つける行為等その他不信用な行為を一切行ってはならない。

第9条（類似・競合品の取扱い）

受託者は、委託者の承諾なしに、本商品と類似または競合する他社の製作又は取扱にかかる商品の販売、販売委託等の販売活動を行うことができるものとする。

第10条（第三者に対する損害）

本契約の業務の履行に関連して受託者が第三者の生命、身体、財産等に損害を与えたときは、受託者は、事由のいかんを問わずすべて自己の責任と負担において処理解決をはかるものとし、委託者には一切迷惑損害をかけない。

※代理店の不祥事により、メーカーが責任追及をされないための規定です。

第11条（秘密保持）

受託者は、本契約の履行により知り得た本商品又は委託者の機密事項を、本契約終了後といえども第三者に開示しないものとする。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

受託者は、本契約に基づく一切の業務・義務を自ら行い、委託者の書面による事前の承認を得ないかぎり第三者に行わせたり、また第三者に本契約に基づく義務を引受けさせたりすることができない。また、受託者は本契約に基づく権利を委託者の書面による事前の承認を得ないかぎり、第三者に譲渡できない。

第13条（契約解除）

1. 受託者または委託者において、下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何等催告をなさず直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。なお、この契約解除は損害賠償の請求を妨げない。

記

- (1) 本契約の各条項に違反した場合であって、相手方が相当の期間を定めて違反状態の解消を求めたが、その期間内に違反状態が解消されないとき

- (2) 手形・小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき
 - (3) 仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生等の申立を受けたとき又は自ら申立をしたとき
 - (5) 廃業又は解散決議をなしたとき
 - (6) その他委託者または受託者の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 受託者が委託者の信用を著しく傷つけたとき
2. 受託者または委託者は、理由のいかんを問わず、相手方に対し〇〇か月前に書面による通知をなすことで本契約を将来に向かって解除することができる。

第14条（資料等の返還）

本契約が契約解除又は期間満了により終了したときは、受託者は委託者より引渡しを受けた本商品の見本、売買契約書、販売資料、パンフレット等を直ちに委託者に返還するものとする。

※契約が終了した際の原状回復についても規定を設けておきます。

第15条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から満〇〇年間とする。ただし、期間満了の〇〇か月前までに両者のいずれよりも別段の意思表示がないときは、本契約は更に満〇〇年間継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

※自動契約更新をする場合

第16条（協議）

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、両者信義誠実の原則に従い協議の上解決する。万一、協議が整わないときの管轄裁判所は〇〇地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

（委託者）

（受託者）